

基準 8 (調整区域に存する事業所の社宅及び寄宿舍)

市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画の決定により市街化調整区域として区分された日(以下「区域区分日」という。)前から市街化調整区域に存する事業所において業務に従事する者の社宅及び寄宿舍等を建築する場合で、次のすべての要件に該当するもの。

- (1) 当該建築物を建築しようとする土地(以下「予定地」という。)は、事業所の敷地に隣接又は近接している土地であること。
- (2) 環境保全について十分配慮された計画であるとともに周辺の土地利用に支障をきたさないものであり、市長がその旨認めたものであること。
- (3) 予定地は、次のいずれかに該当する方法で、申請者(申請者が法人の場合は当該法人の役員でもよい。)が取得又は取得することが確実な土地であること。
 - ア 区域区分日前又は20年以上前から所有(登記済)している土地
 - イ 区域区分日前又は20年以上前から所有していた者から相続等による承継(民法第725条に規定する親族間に限る(複数回も可))により取得(登記済)した土地
 - ウ 区域区分日前若しくは20年以上前から所有(登記済)していた者又はイにより取得した者から市長が指定した方法により承継することが確実な土地
- (4) 予定建築物は、従業員の通勤の状況等から想定する入居者数に対して、居室及び食事室等の所要室の計画並びに各室の規模が適切であると認められること。

平成12年 4月27日 基準適用年月日	平成12年度第1回開発審査会承認済 平成12年 4月 1日
平成21年11月27日 基準改正年月日	平成21年度第1回開発審査会承認済 平成22年 2月 1日
令和 2年 2月27日 基準改正年月日	令和元年度第3回開発審査会承認済 令和 2年 4月 1日

ア 市長が指定した方法について

死因贈与契約の公正証書が作成されており、直系尊属から相続することが確実なものであること。

イ 添付図書

当基準該当については、次に掲げる添付図書により判断する。

- ① 理由書
- ② 事業所と予定地の位置を示す図面
- ③ 社宅、寄宿舍への入居予定従業員リスト(現居住地等)
- ④ 事業の概要を示す図書
- ⑤ 配置図及び各階平面図
- ⑥ 土地の登記簿謄本
- ⑦ 戸籍謄本(相続等による承継の場合)
(申請者が法人の場合)
- ⑦ 法人の登記簿謄本